

=====
浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

=====
復興財源確保法の施行（法人税）

平成23年12月に公布された復興財源確保法において復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行され、平成24年1月25日には復興特別法人税に関する政令及び省令が公布されています。

前回は復興特別所得税について紹介したので、今回は復興特別法人税についていくつか内容を説明します。

復興特別法人税制度の概要

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができます。

課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます）は、新設法人や事業年度を変更した場合など一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日に属する事業年度とされています。

税額の計算

①復興特別法人税の額

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります。

復興特別法人税の額 = 課税標準法人税額 × 10%

課税標準法人税額とは、基準法人税額のことをいいます。ここで、基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額をいいます。

基準法人税額は、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

基準法人税額 = 「2」欄 - 「3」欄 + 「5」欄

※全て別表一（一）を対象とする

②復興特別所得税の控除

内国法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、公社債の利子、剰余金の配当等に係るものについては元本の所有期間で按分し、これら以外のものについては全額を控除対象とするなど法人税の額から控除する所得税の額の取扱いに準じて、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除されます。

したがって、復興特別所得税の額を法人税の額から控除することはできません。

なお、復興特別所得税は所得税と併せて源泉徴収されますので、控除を受けるべき金額の計算の基礎となる復興特別所得税の額は、源泉徴収された「所得税及び復興特別所得税の額」に102.1分の2.1を乗じて計算した金額となります。

=====
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月10日 |
| 2. 7~12月分(特納分)の源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月21日 |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月31日 |

